

平成30年度 政務活動費 内訳

会派名 : 志政会

議員名 項目	志政会				計
調査研究費 ①燃料費				()	0
(年間支出額)	()			()	
調査研究費 ②通信費				()	0
(年間支出額)	()			()	
調査研究費 ③通信費				()	0
調査研究費 ①～③以外				()	0
研修費				()	0
広報費	833,778				833,778
広聴費				()	0
要請及び 陳情活動費				()	0
会議費				()	0
資料作成費	536,544			()	536,544
資料購入費 ①新聞購読料				()	0
資料購入費 ②その他				()	0
人件費				()	0
事務所費				()	0
計	1,370,322			()	1,370,322

(様式2)

平成30年度政務活動費報告

議員名 志政会

3. 広報費

月 日	摘要	支払金額	貢番号	領収書番号
7 19	広報折込料金	151,848	1	1
9 21	広報折込料金	21,978	2	2
11 29	広報折込料金	81,718	3	3
12 4	広報折込料金	19,780	4	4
2 18	広報折込料金	149,650	5	5
4 2	広報印刷他	128,646	6	6
6 29 19	広報印刷他	65,661	7	7
9 28	広報印刷他	51,029	8	8
12 28	広報印刷他	104,835	9	9
2 28	広報印刷他	58,633	10	10
		833,778		

(様式3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会

領収証

No.

志政会 様

H30年 7月 19日

金額

¥ 151848-

内

但

H30.7/23 チラシ折込料金

消費税等

上記正に領収いたしました

現金

V

T14110680



振込



株式会社 東洋広告社

〒286-0204 千葉県富里市大和750-1
TEL 0476-36-7784 FAX 0476-36-7984

（印）

(様式3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会

領収証

No. 2

志政会

様

H30年9月21日

金額	¥	2	1	9	7	8	-
----	---	---	---	---	---	---	---

内 H30.9/5 チラシ折込料金
消費税等 上記正に領収いたしました

現金		
振込	✓	

T14110680

株式会社 東洋広

〒286-0204 千葉県富里市大和木下070
TEL 0476-36-7784 FAX 0476-36-7084



取入
印紙



(様式3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会

領収証

No. _____

志政会 様 H30年11月29日

金額	¥ 81718 -
内 消費税等	H30 1/2 チラシ折込料金 上記正に領収いたしました
現金	<input checked="" type="checkbox"/>
振込	<input checked="" type="checkbox"/>

T14110680

株式会社 東洋廣告

〒286-0204 千葉県富里市大和750-2
TEL 0476-36-7784 FAX 0476-36-7944

○ 収入印紙
日本政府 200

○ 払者印

3 ページ

(様式3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会

領収証

No. 4

志政会 様 H30年12月4日

金額	¥ 19780-
内 消費税等	但 H30.12.9 チラシ折込料金
上記正に領収いたしました	
現 金	
振込	✓

取入印紙

株式会社 東洋廣告 
〒286-0204 千葉県富里市大和7-1-1
TEL 0476-36-7784 FAX 0476-36-7785

振込印

T14110680

(様式 3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会

領収証

No. *フ*

志政会 様 H31年2月18日

金額	¥ 149650-
内	但 H31 2/20 2/24 チラシ折込料金
消費税等	上記正に領収いたしました
現 金	<input checked="" type="checkbox"/>

T14110680

株式会社 東洋廣告

〒286-0204 千葉県富里市大和75番地
TEL 0476-36-7784 FAX 0476-36-7834

○ 収入印紙
日本政府 200円

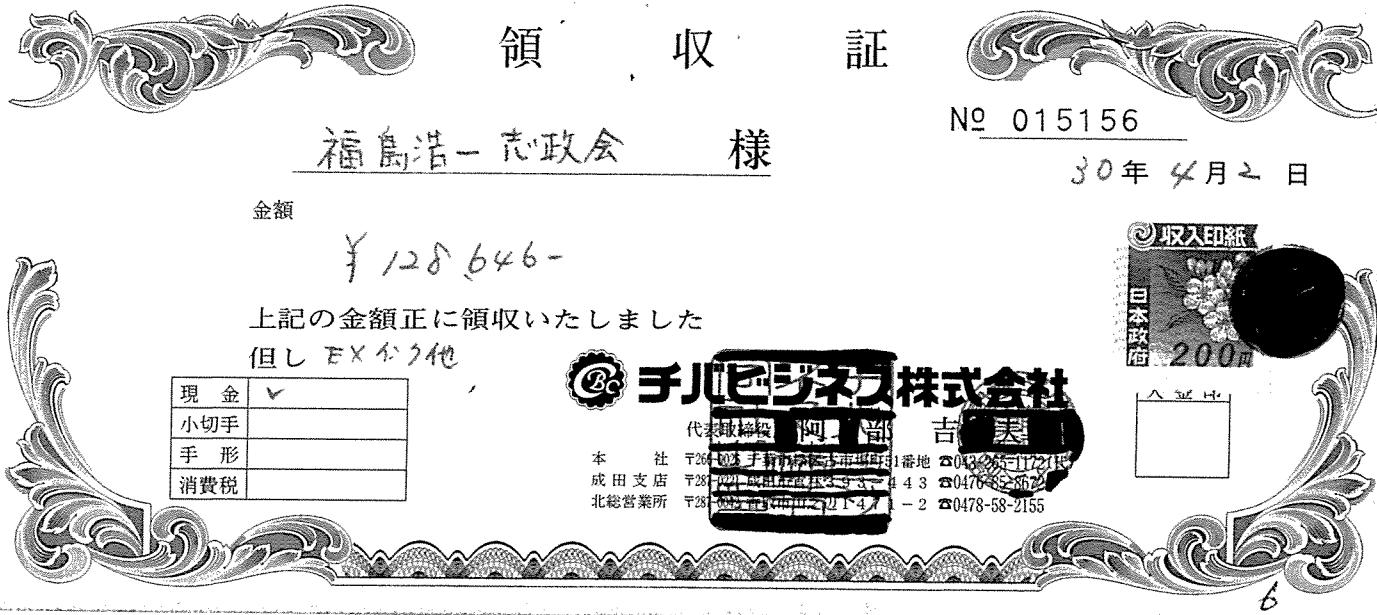
○ 抵押印

(様式3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会

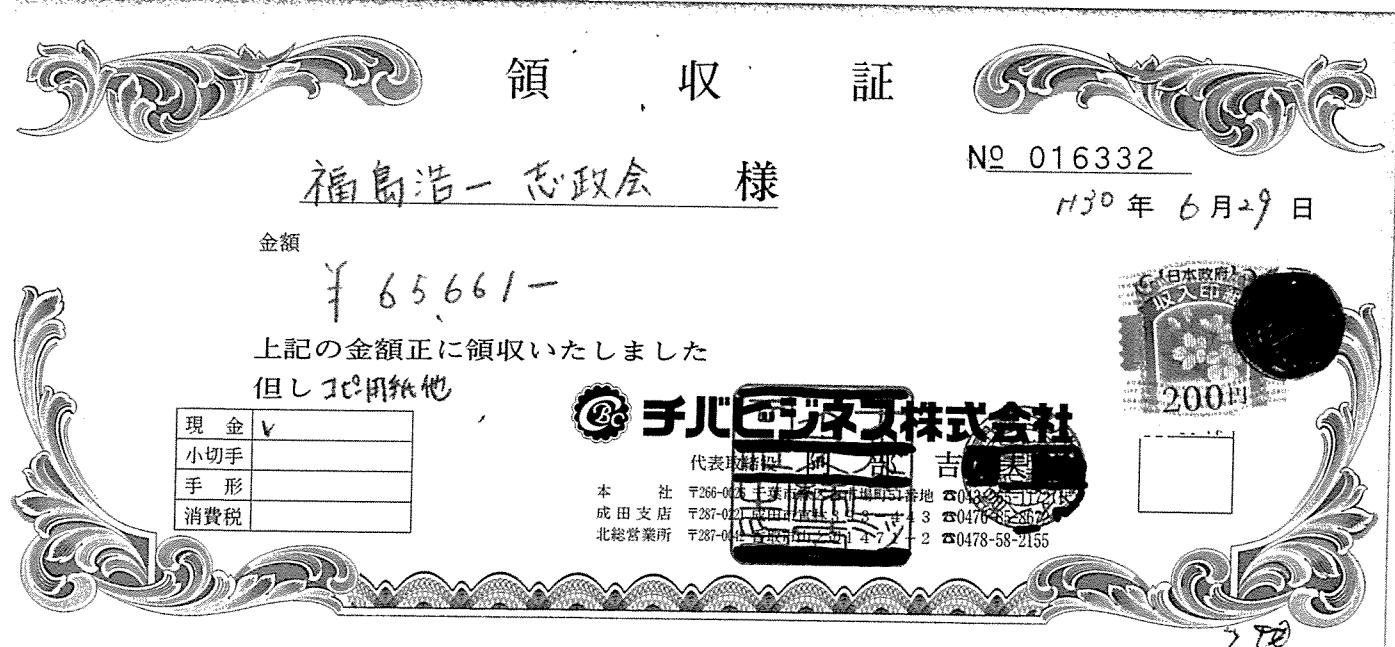


(様式 3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会

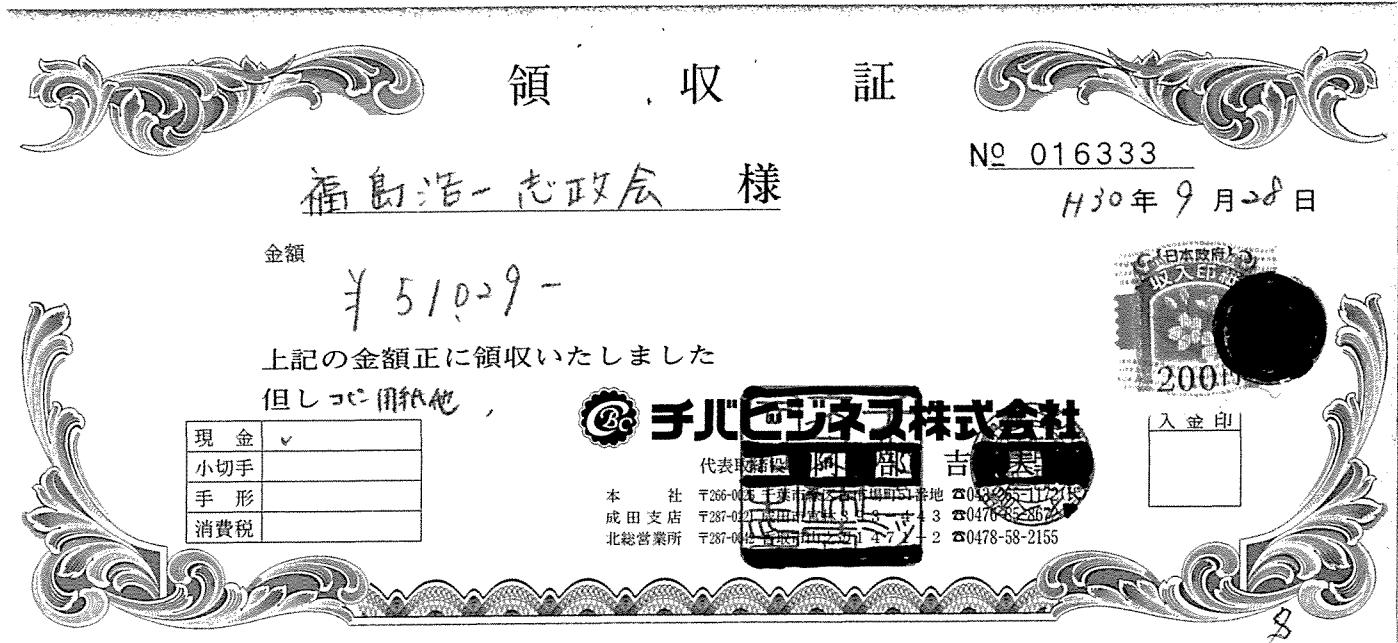


(様式3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会

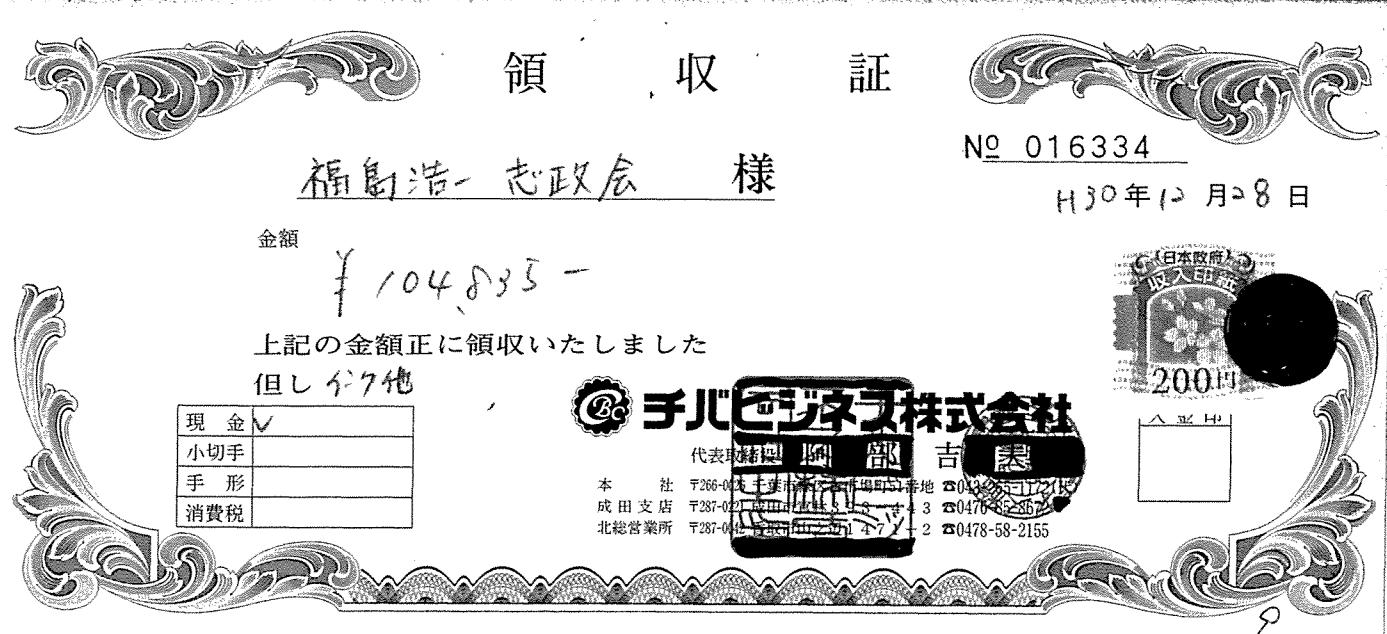


(様式3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会

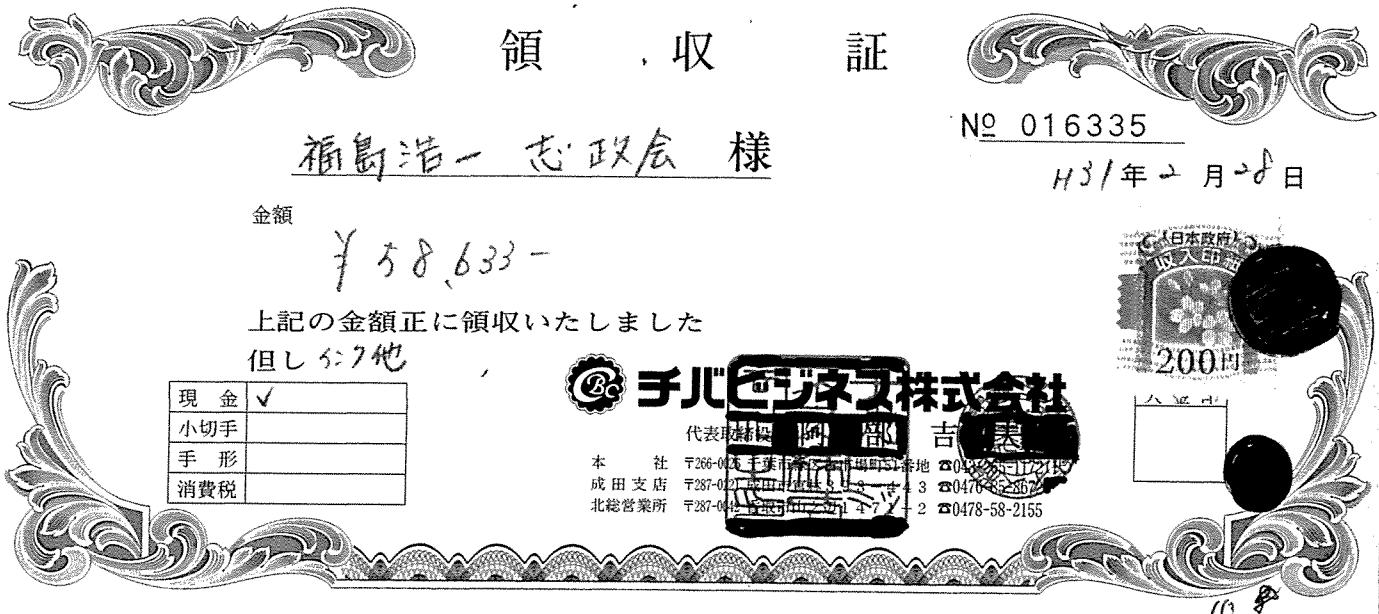


(様式3)

3. 広報費

《領収書添付用》

志政会



志政会

橋賀台小学校東棟大規模改修工事・本認城、小学校増築棟防音工事の請負契約の承認、副市長の選任など



- 議案
○ 6月2日から6月6日まで、6月定例議会が開催されました。審議した案件は、次の通りです。
- 制定
○ 成田市税賦課徴収条例の一部改正
○ 成田市都市計画税条例の一部改正する条例
○ 成田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
○ 成田市放課後児童健育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する等の整備に関する条例を制定する
○ 成田市介護保険法施行規則
● 締結
○ 増築棟4級併行防音工事（建築工事）
○ 市有財産の取得（救償（4件）、訴訟案件（1件）、各会計の繰越明許費繰越計算書（8件）、法人の経営状況（1件）
● 請願
○ 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
○ 「国における平成31年度教育予算拡充に関する請願書」採択に関する請願書
● その他報告
○ 100万円以下の損害賠償（4件）、訴訟案件（1件）、各会計の繰越明許費繰越計算書（8件）

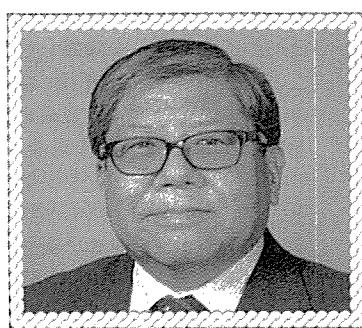
総務常任委員会

◆成田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を制定するについて、「今回の条例改正に伴う影響は」との質疑で、「市民税については、基礎控除額は上がるが、年金や給与の控除額が下がることにより、大きな影響はないと考える。たとえ税については、平成30年度では、4,300万円ほどの増収になると見込まれる。わがまち特例については、現在、対象者がいないため、影響はないと考える。中小企（き）業（ぎょう）者（しゃ）等（とう）の償却資産については、先端設備等（とう）に該当するものは減税の対象となるが、申請者数が確定しておらず、また、導入する先端設備等（とう）の取得価格や耐用年数により算出される税額も異なることから、現在のところは、不明である」との答弁。

◆市有財産の取得について（救助工作車Ⅲ型）ですが、「国の補助対

象になると思われるが、どの程度の補助金が見込まれるか」との質疑で、「緊急・消防援助隊設備整備費補助金として、4,979万9千円が交付される予定である」との答弁。

◆市有財産の取得について（小型動力ポンプ付水槽車（1万リットル）ですが、「現在配備されている車両の老朽化及び機能低下のため、新たな車両を購入することであるが、これまでの出動頻度は、どの程度であったのか」との質疑で「現在の車両では、過去10年間で51件の火災出勤があった」との答弁。

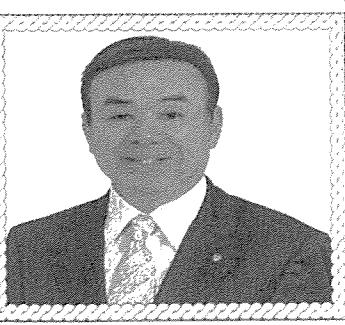


建設水道常任委員会

◆橋梁補修工事（郷部大橋）請負契約の変更について「多額の設計金額の変更が生じているが、当初設計の際に、現場の確認をしていなかったのか」との質疑で、「当初の積算では、P.C.Bなどの有害物質についての確認はしていなかったが、今回の追加工事の原因となつた鉛成分を含むさび止めについては、塗装壁に記載がなく、不明確であった。また、現場が14メートル以上の高所（こうしょ）であったため、サンブルを探取しての事前の試験が難しかった。発注後に、足場を組んでから試験を行った結果、鉛が入っていること

が確認できたので、積算をし直した」との答弁。

また、「工期が2カ月延長されるとのことであるが、通行への影響は」との質疑で、「工期延長による交通規制の変更はない。平成29年12月議会では、「夜間の片側相互通行で2日程度」ということで説明したが、極力、交通規制を行わない方向で、業者と最終調整を行っている」との答弁。



発行者

平良清忠 成田市玉造4-23-9
福島浩一 成田市伊能1230

教育民生常任委員会

◆成田市家庭的保育事業等(とう)の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについて「小規模保育事業者の代替」保育について、連携が進む事業者は8園中1園であるが、今回の条例の改正により、連携の対象が緩和され、連携がしやすくなると考えている」との答弁。

障がい児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」の拡充を求める請願書について

◆介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて「看護小規模多機能型居宅介護における指定要件緩和の具体的な例は」との質疑で、「改正前は、法人に限るという要件であったが、訪問看護の確保が難しいことから、医療機関の開設者まで緩和されたことが挙げられる」との答弁。

◆成田市立橋賀台小学校の改修工事(建築工事)請負契約の締結について、「改造後に、2階では普通教室が減り、新たにコンピュータ室が設置されているが、その理由は」との質疑で、「コンピュータ室は、もともと西棟校舎に配置されていた。新たなコンピュータ室の設置は、西棟校舎と東棟校舎の部屋の配置を変えたことによるものであり、普通教室の数が減るものではない」との答弁。

不採択

障がい児・者の生きる基盤となる「暮らしの場」の拡充を求める請願書について、この請願書は3月に提出され、不採択となつた請願で、再び請願者は全国障害者問題研究会千葉県支部長で変わらず、請願項目が、「障害者が「暮らしの場」選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源充実、福祉人材を確保すること」、「入所機能を備えた地域生活支援拠点を国支援で整備すること」、「福祉人材を確保すること」、「入所機能を備えた地域生活支援拠点といふ言葉が入っていますが、何を指して言つて

すること」、「前2項を実現するために、障害者関係予算を大幅に増額し、施設の重要な手になつてゐる地方法公共団体を財政支援すること」なつており、採決では、紹介議員ですら不採択と不採択となつた案件が、不採択とした紹介議員を通じ、今議会に再び請願として挙げられました。

【報告】輸出拠点化等特別委員会
「管理・運営業務について、指定管理者制度を導入していく際に、市場の特殊性を鑑みれば、公募をする必要性はないのではないか」との質疑で、「新生成田市場は、従来の市場と違う新たな視点が必要になる。幅広く、様々な運営ができる事業者に参入してもらい、民間の知恵を生かし経営してもらうのが望ましいあり方と考え、公募という手法を採用した」との答弁。

【報告】輸出拠点化推進事業について、平成29年度実施事業について、成田市場関係者、生産者団体、物流事業者で構成する「成田市場 輸出拠点化推進協議会」において、農林水産省からの支援を受けて進めている「国際農産物等(とう)市場構想推進事業」の一環として、農水産物の輸出拡大に向けた調査・研究を実施したことでした。また、3月には、(成田市場)の青果物卸会社と、フランクフルト市場関係者及び輸入商社とで「日本産青果物輸出入にかかる覚書き」を締結したことでした。また、中国西安への水産物の試験輸出を実施とともに、西安咸陽国際空港隣接の会場でセミナーを開催し、新生成田市場の輸出拠点機能と日本の生鮮水産物のPRを実施した。

【質疑】施設整備の進捗状況については、既存物件の解体工事がおおむね終了し、現在は埋蔵文化財調査を実施、7月以降に造成工事を予定している。また、再整備建設及び再整備造成等基本・実施設計業務委託については、平成30年3月に実施設計を完了した。また、土壤調査については、土地を購入した際に、千葉県から「汚染はない」との回答を得ていたが、独自に調査を行った結果、改めて汚染がないと確認した。

次に、移転に向けた検討・調査等については、3月に実施したアンケートで、場内事業者の約65%に当たる22事業者から、新市場への移転に前向きな回答を得ているが、情報不足を理由に移転の判断が困難と回答した事業者や、移転の費用負担を心配する意見もあるため、新市場の使用料や移転支援策、販売促進などのテーマについて、場内説明会を逐次開催しているとのことでした。なお、施設使用料については、緩和措置を設け、段階的な値上げを提案している。また、市場全体の運営について、最適な事業手法の検討を行い、事業推進に向けた各種検討課題等を明確にするため、調査・検討を行った上で、想定される管理・運営事業手法として、開業当初は市直営を採用し、徐々に指定管理者へ業務が移行していくことも想定しておく必要があるとのことでした。また、高機能物流棟の場内事業者を公募で決定するため、6月18日より募集要項案を公表し、意見や質問を募って事業者との個別対話を実施した上で、正式な募集要項として、7月下旬に事業者の募集を開始し、9月下旬に選定結果を公表する予定。次に、新生成田市場のPRについては、台湾桃園市で開催された「2018桃園農業博覽会」や、自民党本部前で開催された「ちば大地と海の恵み物産展」に参加し、新生成田市場をPRした。

【質疑】「場内事業者を対象に実施した移転支援に係るアンケート集計結果は、今後どのように反映させていくのか」との質疑で、「他市場での支援策を参考に策定した現段階での支援策を基本として、財政的な制約がある中で、これまでの支援を実施できるか検討していきたい」との答弁。また、

場内事業者にバイヤー等との商談の機会を提供することを目的とした食品輸出に特化した展示商談会である「日本の食品輸出EXP-O」への出展や、新市場のPR映像及びパンフレットの制作を計画している。

場内事業者の輸出拡大に向けた取り組みについて、成田市場の水産仲卸業者により設立された「成田市場 水産物貿易協同組合」が、タイ・バンコクで開催された総合見本市に出展し、販路拡大のための展示・商談を実施し、有望な取引先ともネットワークを構築できたため、今後、詳細な商談を継続していく。

【質疑】「森田千葉県知事が頻繁に、海外、特に東南アジアへトップセールスを行い、今後もシンガポールやベトナムに行く予定のことだが、市として千葉県と連携し、その上で補助をいただいている」という考えはないのか」との質疑で、「桃園や「ちば大地と海の恵み物産展」でのPRは、千葉県と一緒に行った。様々な連携をし、PRしていきたいと考えている。また、現在、整備に対する県の補助は、ないのが実情だが、販路拡大に関しては、「成田市場(しじょう)水産物貿易協同組合」が補助の申請を行っているとの答弁。

発行者

志政会議会報告 号外 第6号

成田市花崎町770成田市議会内

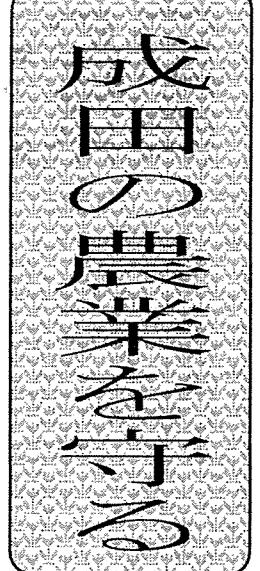
成田市議会議員 福島浩一
成田市伊能1230番地

発行: 2018.9.25

議会報告

米の生産調整の効果は

一般質問の中から



【問い合わせ】米の生産調整について、。

【答え】米の1人当たりの年間消費量

は、昭和37年度をピークに18 kgの米を消費していたのが、減少傾向にあり、平成27年度には、その半分程度の5.5 kgにまで減少して。今後、人口が減少する中で、老齢人口（65歳以上）割合は大きく増加し、生産年齢人口（14～64歳）は大きく減少する見込みで、需要に即した主食用米の生産を進め、飼料米や多用途米の生産コスト削減とあわせて、海外から輸入している農作物について、日本国内の作付けの拡大を図るため、水田活用の直接支払い交付金を交付し、水田フル活用が平成37年度を目指し進められている中、国から都道府県に対する米の生産調整の効果についてどのようにとらえているの

【問い合わせ】米の生産調整については、成田市における米の生産目安及び生産自安の達成状況は、國から都道府県に対する米の生産数量目標の配分が平成29年度をもって廃止されたため、千葉県においては、千葉県農業再生協議会が、「千葉県における平成30年度以降の需要に応じた生産取組方針」を策定いたしました。この方針に基づき、国が示す米の需給見通しや千葉県産米の需

要実績などをもとに、生産数量目標の配分に代わる千葉県独自の「米の生産目安」が、千葉県農業再生協議会から県内の市町村地域農業再生協議会等に対し設定され、成田市における生産目安は、2418ヘクタールとなっています。

【問い合わせ】戦略作物の作付見通しと今後の戦略作物の作付の状況と今後の見通し

【問い合わせ】産地交付金との併用は

【問い合わせ】戦略作物の作付見通し

【問い合わせ】産地交付金とは、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付

加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、2毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援しているものと認識しております。

【問い合わせ】本年の加工用米の作付面積が増えてる理由は

【問い合わせ】本年の加工用米の作付面積が増えてる理由は

【問い合わせ】本年の加工用米の作付面積が増えてる理由は

【問い合わせ】本年の加工用米の作付面積が増えてる理由は

【問い合わせ】本年の加工用米の作付面積が増えてる理由は

ります。
30年度米の生産自安の達成状況につきましては、生産自安2418ヘクタールに対し、本年8月末現在の米の作付面積は2508ヘクタールとなつており、生産自安を90ヘクタール超過しております。

次に、米の生産調整の効果についてであります。食生活の変化や高齢化等により、主食用米の需要量は毎年約8万トンも減少している中、生産調整を行うことにより、米めの過剰生産や在庫が削減されるため、米価の安定化に繋がるものと考

えております。
また、主食用以外の加工用米や飼料用米の生産取組に対しては、国、県及び市の助成金が受けられ、確実な収入が確保でき安定した農業経営が可能となるものと認識しております。

【問い合わせ】作物3ヘクタール、ECS用稻114ヘクタール、米粉用米6ヘクタール、飼料用米250ヘクタール、加工用米333ヘクタールでトータル922ヘクタールの戦略作物の作付面積のヘクタールを比較すると、6ヘクタール程度増加しております。

また、今後の本市における戦略作物の作付けの見通しといたしましては、生産自安との兼ね合いもございますが、ここ数年ましても、生産自安との兼ね合いもございますが、ここ数年までも、今後も本年度と同程度で推移していくものと考えております。

【問い合わせ】30年度の本市における産地交付金の実績については、昨年度の本市における産地交付金といたしましては、主な取組といたしましては飼料用米等の生産性向上の取組が714ヘクタール、耕畜連携の取組が145ヘクタール、飼料用米、米粉用米の多収品種の取組が145ヘクタールとなつております。

【問い合わせ】30年度の本市における産地交付金の実績については、昨年度の本市における産地交付金といたしましては、主な取組といたしましては飼料用米等の生産性向上の取組が714ヘクタール、耕畜連携の取組が145ヘクタール、飼料用米、米粉用米の多収品種の取組が145ヘクタールとなつております。

【問い合わせ】成田市議会議員 福島浩一
成田市伊能1230番地



飼料用米の出荷は体制整備の補助

【問い合わせ】

飼料米に対する出荷体制の簡素化と助成措置について、飼料米の作付が増えることにより、多収穫を目指す農業者が増えて当然

集落農業や農業法人化が進むことが期待されるが、土地集積や

基盤整備と合わせた地域農業の活性化をどのように考えているか。

【答え】戦略作物の小麦や大豆、飼料

出荷が主流となるが、フレコンバッ

ン出荷の設備について一定に条件を付け補助はどうなつて

ているのか。

【答え】

飼料用米に対する出荷体制の簡素化と助成措置についてです

が、流通量の拡大が予想される

飼料用米等は、飼料会社等から取引条件について、従来の30キログラム入りの紙袋から1ト

ン入りのフレコンバッグによる納入が強く求められておりま

しかしながら、米農家では、一般的にフレコンバッグによる現状であり、今後、作付面積の増加に伴い、各農家の施設整備費用の増加が予想されます。

このようなことから、本市におきましては、県の「飼料用米・加工用米等流通加速化事業」を活用し、農家負担の軽減を図るために、新たにフレコンバッグ出荷に対応する施設整備に対し支援を行っています。

戦略作物作付けによる集落農業の推進は

【問い合わせ】

戦略作物推進による農業者の

国保大栄診療所の継続は

診療が再開されはたが、今後の運営

【問い合わせ】

国保大栄診療所について、前医師の急死により休診していた国

保大栄診療所が8月2日から週2日木曜日と金曜日再開すること

ができましたことは、執行部の地域医療に対する理解をい

ただき医師招へいについてご努力されたことについて感謝申しあげます。現在1日平均50人程度の患者さんが見えています。

また、9月3日からは月曜日と火曜日の担当する医師が見つかり週4日体制で診療できるようになり、以前と変わらない診療体制で運営がなされることとなりました。ただ、現在、非常勤医師による診療で暫定的な運営体制での運営です。今後の診療所の存続をどのように考

るのか

【問い合わせ】

この体制で恒久的な運営ができるのか。暫定的なのか。日替わりの担当非常勤医師の運営で持続的な直営診療所の運営ができるのか

運営の改善は

【答え】

現在の体制は緊急の対応と考えております。今後につきましては、引き続き常勤医師の確保

に取り組み、安定した診療所の運営を目指してまいります。

診療責任は

【問い合わせ】

葉県国民健康保険直営診療所の確保に努めるとともに、緊急の対応として非常勤医師の確保に取り組んできたところ、8月に成金が上乗せされますので、農業者の所得向上につながり、地域農業の活性化が図られるものと考えている。

福島大学より毎週月曜日、火曜日に医師を派遣していただけとなり、合わせて週4日での診療を行っているところであります。

【答え】

診療責任はだれが負うのか。9月から月曜日火曜日の非常勤医師交代で診療所の運営にあたることですが、診療責任を担う先生は決めているのか

【問い合わせ】

葉県国民健康保険直営診療所の運営にあたることですが、診療責任を担う先生は決めているのか

【答え】

診療に関する最終的な責任は、施設の開設者が負うものとされていますので、大栄診療所においては、開設者である市長が負うこととなります。

なお、勤務医が治療中に過誤を生じさせた場合は、開設者も使用者として患者に対する損害賠償責任を負担しますが、勤務医も開設者と連帯して患者に対する損害賠償責任を負います。

【答え】

おきましては、開設者である市長が負うこととなります。なお、勤務医が治療中に過誤を生じさせた場合は、開設者も使用者として患者に対する損害賠償責任を負担しますが、勤務医も開設者と連帯して患者に対する損害賠償責任を負います。

【要望】

緊急の対応体制を早期に解消していくとともに常勤医師の診療の確立と診療所継続における運営体制の確立に努力されることを望みます。



T A I R A K I Y O T A D A R E P O R T



成田市議会議員

志政会代表 建設水道常任委員会所属・成田市監査委員

たいら 清忠

《議会だより》

286-0011 成田市玉造4-23-9 0476-26-1272 Email: taira.kiyotada@nifty.com

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律・通称、成田財特法は、成田空港の周辺地域における公共施設を計画的にかつ総合的に整備するため、国が補助率をかさ上げすることを定めた法律で、10年間の時限立法として制定されました。

現在まで期限延長が行われてきました。来年の3月末で期限が終わることになっていますが、更に期限の延長を要望しています。

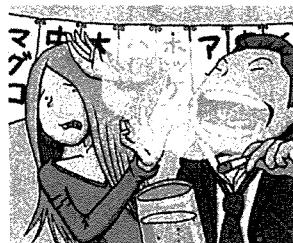
この法律によって周辺整備計画に基づき、市道の整備や成田ニュータウンにおける小中学校、保育所、公民館、公園等の建設、消防施設の整備、下水道施設の整備などが行われました。

これまでに投資された事業費は4,900億円にもなっています。

健康増進法が改正され受動喫煙防止対策が強化されます。

7月18日、健康増進法の改正が国会で成立し、7月25日に公布され、2020年のオリンピック・パラリンピック開催までには実施することが決まりました。

しかし、今回の法律では抜け穴が多いとの指摘もあり、自治体によっては独自に条例を定める自治体もあります。



成田市は国の法律によって運用されることとその効果を検証しながら取り組んでいくとの方針のようで、積極的に受動喫煙対策に取り組む姿勢は感じられません。

国の法律では、資本金または出資の総額が5000万円以下で客席面積100m²以下の飲食店を規制の対象外としています。

成田市内の飲食店数は650店舗あり、その半数ほどが対象外になります。

タバコの好きな人と嫌いな人がお互いを理解しあい、楽しく過ごせる環境作りが急がれます。

成田市では病児・病後児保育を行っています。



病児・病後児保育は、お子さんが病気にかかった場合や回復期に保育所に預けることができなくなった場合、保護者が仕事のため、あるいは疾病、事故、冠婚葬祭などのため家庭で保育ができない場合に医療機関に併設して開設した施設でお子さんを預かる制度です。

市内には3箇所の病院にお願いして実施しています。

なのはなクリニック病児・保育室、ゼフィルス 0476-73-8110

成田市吉岡 1342-57 対象年齢は6ヶ月から小学生

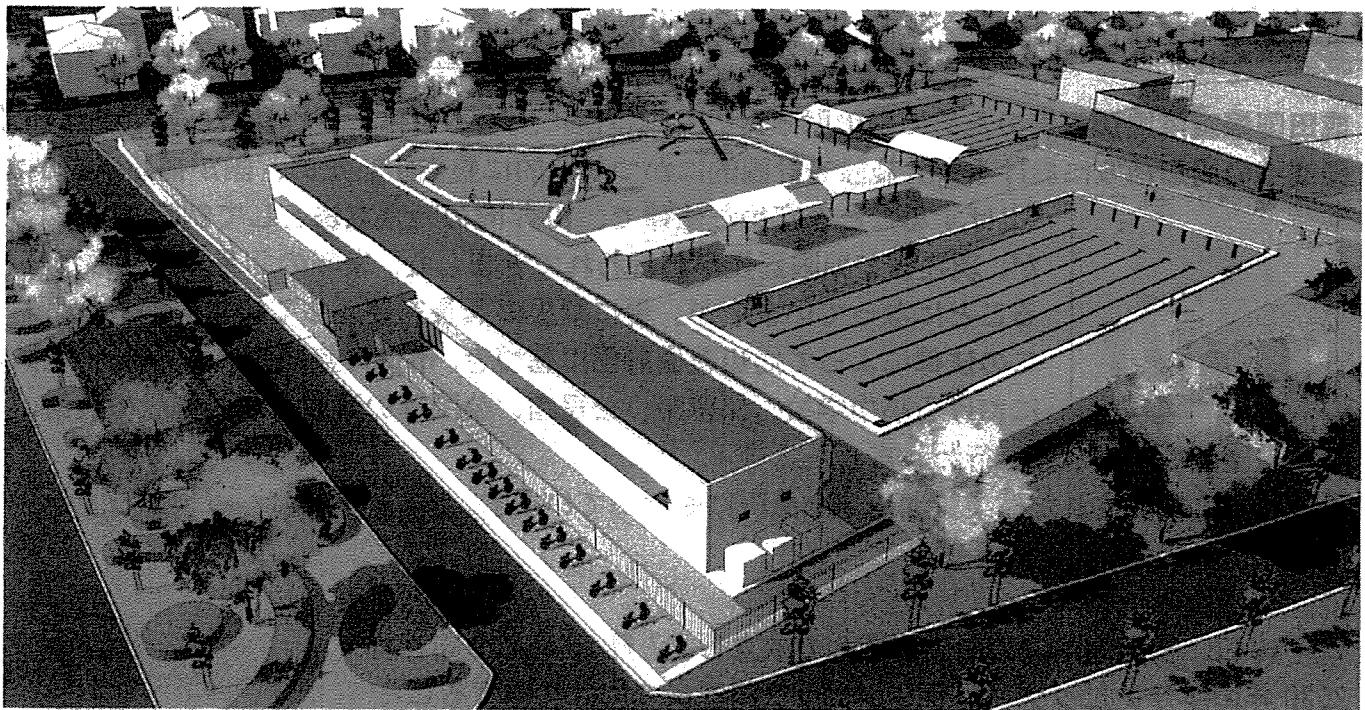
成田ナーシング保育室 0476-22-3131 成田病院内 対象年齢は6ヶ月から小学生

めだか病児保育室 0476-27-3454 中島病院内 成田市中台6-2-1 対象年齢は同じです
利用する場合は事前に各施設に電話で問い合わせをしてください。

市役所の子育て支援課でも相談を受け付けています。0476-20-1538

T A I R A K I Y O T A D A R E P O R T

成田市中台運動公園内のプールが全面改修されます。



中台運動公園のプールは、昭和 49 年に整備されてから 40 年以上が経過して老朽化が進んでいることやバリアフリーに対応していないことから全面改修します。

50 メートルプールは可動床方式となり、オフシーズンは、プールの底がプールサイドと同じ高さになり、フットサル使用時は 3 面、ソフトバレー ボール使用時は 6 面、ゲートボール使用時は 3 面が可能となります。

管理等も立替となり。ロッカールーム、シャワールーム、車椅子用更衣室が整備されます。

工事期間は、今年の 11 月から解体工事が始まり 2020 年の 3 月末の完成を目指しています。

工事費用もおおよそ 17 億円ほどが見込まれています。

平成 31 年度(2019 年)の予算要望をしました。

10 月 9 日に小泉成田市長へ志政会として来年度予算要望をしました。

要望の主な項目は、成田国際空港を核とした国際都市づくり、少子

高齢化対策、成田市場移転再整備への取り組み、防災都市作り

国際医療学園都市構想・エアポート都市構想で提案している自由貿易

地域の整備、将来世代の負担となる借金を増やすことなく健全再生の

維持などです。



成田市レクリエーション協会の活動

成田市レクリエーション協会には、成田市フォークダンス協会、なりたウォーキングクラブ、成田市バウンドテニスクラブ、成田市ユニカール協会、成田市ペタンク協会、成田市パークゴルフ協会、

成田市指導者協議会が加盟して、市民への健康増進啓発活動を行っています。

各団体への加入は隨時行っていますので、成田市レクリエーション協会事務局まで
お問い合わせください。TEL 0476-20-1584

議会報告

発行者
志政会議会報告 号外
成田市花崎町770成田市議会内
成田市議会議員福島浩一
成田市伊能1230番地

一般質問の中から

新潟産米輸出解禁

1月29日に中国が新潟産米を7年ぶりに輸入解禁し、日本の20倍もの消費がある中国の輸入拡大はこれから農作物の日本の輸出に拍車をかけると思われる新聞報道がありました。

こうした輸出拡大に向けた状況下の中、輸出に当たり「食の安心・安全」を保証するのがGAP認証が必要不可欠となります。今回はこのGAP認証に当たつての具体策等市に対応について質問いたしました。

農作物の輸出に向けたGAPの推進は

【問い合わせ】 GAP認証の推進に当たつ

盛夏の農業を守る

ては、今まで何度も何度か質問いたしましたが、今回は、少し掘り下げて質問いたします。

今まで勘と経験で行われてきた農業を経営改革することで農産物の輸出に対応した経営が不可欠になると考えております。

日本食はヘルシーで美しくおいしいという理由

証取得を農林水産省に促

して市内農業者に対し、G

A P認証の啓発を輸出拠

点市場を運営計画する市

として日本でも一番先に

取り組まなければならな

いと考えますが、どのよ

うな推進をしていくのか。

【答える】 輸出を見据えた農業者

に対するGAP認証の取

得推進について、GAP

認証には、近年、欧米を

はじめとする農産物の輸

出相手国の人々からは、

接認できない生産工程

における、食品安全、環

境保全、労働安全等の持

世界で農林水産物の空洞化が起きる可能性はあると考えています。

国民の節約手法の第一に食品が安心安全よりも販売価格が消費者の重要な選択肢になっていることによるものだと思います。

政府が前面にGAP認証取得を農林水産省に促しているのは、2020年東京オリンピックパラリンピックにおいて海外で、日本食レストランも増大の道をたどっています。それに加えて、日本の食料品の輸出は2020年の1兆円の目標を待たずには達成する見込みで、

これまで生産調整されていき、輸出することでの需要が拡大する海外に向け、輸出することでの生産物が、大幅に増加する。本国民の大多数は海外からの輸入食材と農業生産物を購入することになる

多くの、さらに、国内の需要者からも、食の安全や環境保全への関心の高まりを背景として、こう

した国際水準を満たす農産物への期待が高まっています。

と思われます。同時に国内農業企業は海外に生産拠点を設け、オリエンピックの開催や企業の輸出戦略に関係なく、GAPの取得が消費者に「安心・安全」な農産物を供給する次世代を担う農業者には必要なことだと認識はしております。農業生産者はGAP認証を取得するために様々な体裁を整えていかなければならぬことは言うまでもありません。

しかしながら、GAP認証を取得するためには、第三者による公平な審査に合格する必要があり、取得までの作業や、取得及び更新の手続きに要する時間や費用が必要となること、または必要性を感じないという農業者の声などがあり、国内での普及がなかなか進んでいないのが現状であります。

このようない状況において、国、県では、GAP認証にかかる費用を補助する制度を創設し、取得促進に向けた支援を実施しているところであり、GAPの推進にあたり、「GAP認証の取得」と「GAP認証の実施」の両方の施策を進めておりま

す。

「GAP認証の取得」と

は、取引先や消費者が直

接認できる生産工程

における、食品安全、環

境保全、労働安全等の持

続可能な取り組みを第三
者が審査して、証明することにより、生産工程の見える化が実現し、取引上選択されやすくなることや、消費者に安心して商品を購入してもらえることが期待されております。

「GAPをする」とは、農業者自らが生産工程管理を実施することで、農業現場において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保することにより、適正な農業経営管理が確立し、品質向上、経費節減、農作業事故の減少、農業従事者の責任感・自主性の醸成等の実現が期待されています。また、農業者が生産工程管理を適正に行うことを支援する手段として千葉県が確認・評価する仕組みであり、グローバルGAP等取得の足がかりとなる、しば

GAP制度も本年2月にスタートしており、市内農業者に対し、周知を図っているところであります。本市といたしましては、全国的にGAP制度の認知度が低いという現状を踏まえ、市内農業者を対象に本年度も研修会の実施を予定しております。

【問い合わせ】 「スマート農業」の推進でGAP認証の簡素化

市場情報の提供や先進的な取り組み農場等での視察研修を行う中で、「GAPをする」との重要性、「GAP取得」の必要性等について理解を深めていただき、GAP制度に関する疑問点、心配ごと等の農業者からの声、関係機関・団体からの意見を聞くことで今後の支援策に繋げるとともに、輸出に関するGAP認証の取得について市内農業者の意識の醸成、取り組み意欲の向上を図つてまいりたい。

現在、記帳や栽培管理の記帳などを実施している農業者は出荷のための栽培管理の記帳と税金申告での記帳が主で労務管理など生産工程管理全般まで把握している農業經營者は少なくないと考えています。

【答え】
農業経営・栽培支援システムは、これまで農場

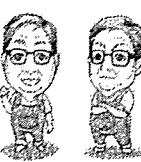
生産工程管理を実施していくに当たり、農業生産活動に伴う様々な情報の記録が必要なことが生産者の負担となっている現状を踏まえ、管理体制の改善、効率化を支援するICTの活用による農業経営・栽培支援システムが多く出てきております。この支援システムのデータを使うことでGAP認証にも役立つことから、国において31年度の農林予算の概算予算の枠の中にスマート農業の実証試験として50億円の予算を盛り込んでおります。市では、スマート農業についてどのように考えているのか。

【要望】
日本の農業は、記憶したり判断したりする頭脳の「脳業」や物事を成し遂げる「能業」と表現させることも多く、体力だけでなく五感をフル活用し駆使して営む業種である昔から農業は「きつい・汚い・危険」というイメージを抱いており、

もうからない仕事の代表のように語り継がれております。農業に人材が入ってくれないと、現状を打破するため、「スマート農業」を推進することにより、農業にイノベーションを起こすことによって「新3K」「かつこよく、稼げて、感動のある」農業の確立と「食は命」に基づき「食の安全・安心」の推進は必要と考えます。

特にGAP認証に当たって、農業法人や企業農業は認証が取りやすい状況下で、現在本市が農業政策として押し進めている集落営農を核として農業法人化や農協の団体認証には認証申請が複雑で、基礎となる生産工程管理の統一化のために、昨今、農業経営・栽培支援システムが多く出てきております。この支援システムのデーターを使い、GAP認証にも役立つシステムが出てきております。

輸出拠点を重点とする市場を運営する地元市として「安心・安全」な農産物を生産することが新市場の価値にもつながります。他の産地より先駆けて特産物のGAP認証をするための努力をする必要があります。国、県の動向を見ながら検討するでは対応が遅すぎると思いますが、今後の取り組みを早急に求めます。



から基礎的データを取り出し認証の手続きが簡素化できると思います。また、スマート農業を実践することにより、今まで農業を當むことが容易にできるようになります。はないかと考えます。農業者がわかりやすく「GAP認証」に入れることの周知が今、行政としてやらなければならぬと考えます。

スマート農業の経営支援システムの導入により経営実態の把握に努めるこによりデーターの集積

志政会

第7号
発行：成田市議会 志政会
成田市花崎町770
成田市議会内

12月定例議会 委員会審査

教育民生常任委員会

自転車等の放置防止

自転車等放置禁止区域と撤去等に係る規定を整備成田市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正について

「放置自転車に対し、どのように対応していくのか」との質疑で、「駅周辺の放置禁止区域は、委託により見回りや警告書の貼付を行っている。放置禁止区域外については、地元住民や自治会長等から通報があった場合には、市職員が現地に行き、対応する形を考えている」との答弁。

中郷ふるさと交流館共用開始

4月1日から供用を開始することに伴い名称を「中郷ふるさと交流館」と定め市民の地域活動の支援及び

地域コミュニティと市民の健康づくりに資する公の施設として適正な管理運営を行うための条例制定。

成田市中郷ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例を制定するについて「地元で管理をしていきたい」といった話は出ているのか」との質疑で、「市としては、地元の方による地域活力を生かした指定管理をしていただくようお願いしているところであり、今後も協議を続けていく」との答弁。

みよりも伸びたことと、平成30年の介護報酬の改定により、本市の地域区分が変更され、介護予防・生活支援サービスについても単価が引き上げられたことによるものである」との答弁。

介護保険特別会計補正予算

平成30年度成田市介護

保険特別会計の補正予算ですが、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金及び前年度からの繰越金を財源として、介護予防・生活支援サービス事業費を増額するものです。あわせて債務負担行為で、今年度中に契約事務を行う必要がある業務について、債務負担行為を設定するものです。

成田市介護保険特別会計補正予算で、
「介護予防・生活支援サービ

ス負担事業に係る事業費を増額補正するに至った要因は」との質疑で、「介護予防・生活支援サービス負担事業の事業費については、高齢者数の伸びなどを勘案し、算

経済環境常任委員会



建設水道常任委員会

の手数料改正

建築基準法の一部を改正する法律の一部が施行されたことにより、建築基準法に基づく特定行政事務において建築物の敷地と道路との関係の特例に係る認定事務を行うこととなつたことから新たに当該認定事務に係る手数料を定める。
「今回追加する手数料に係る許可件数は、過去3年間で何件あったか」との質疑で、「過去3年間で、県が特例の許可をした件数は、4件であった。そのうち、市で認定する内容となるものは、1件であつた」との答弁。

ある業務など2件の債務負担行為を設定しようとするものです。

「職員の職務の級に変更があったようであるが、どのように変わり、どのような補正予算に反映されているのか」との質疑で、「当初予算では、農業集落排水事業に従事する職員2名の内、1名の職員の職務の給与が高い職員が配属となつたことから、今回、職員人件費の増額補正を行つた」との答弁。

道並木町大久保台1号線他7路線の流末排水となる調査池築造工事が竣工したことがあります。本工事の契約においては、電子入札システムを利用した総合評価方式による制限付一般競争入札により請負業者を決定し、契約の締結。

「延長166.5メートルの管渠があるが、管理上、適正か」との質疑で、「下水道施設計画・設計指針において、今回設置する直径1.500ミリメートル以下の管渠については、延長150メートル以下が適正とされているが、現地の状況や維持管理の方法等を考慮して、適宜、間隔を広げること

成田市農業集落排水事業 特別会計補正予算

平成30年度成田市農業集落排水事業特別会計補正予算であります。繰入金及び前年度からの繰越金を財源として、職員人件費を増額しするもので、あわせて債務負担行為では、今年度中に契約事務を行う必要が

葉木町流末排水整備工事

平良 清忠
成田市玉造4-23-9
Tel 26-1272



発行者

福島 浩
成田市伊能1230
Tel 73-5312



経務常任委員会

工業規格が日本産業規格になる

関係条例改正

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の整理に関する条例で、工業標準化法の一規格」の名称が「日本産業規格」に変更されたことによる規則の改正以外は特段の影響はない」との答弁

平成30年度成田市一般会計の補正予算で、歳入では、国庫支出金で、259万5千円、県支出金で、58万7千円を前年度からの繰越金で4億1、828万8千円を増額する一方、諸収入で、8万1千円を減額、歳出の主なものは、総務費で、職員人件費等における3億4890万8千円、諸費用等で、1億6947万円、

債務負担行為と継続費との関係

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ610億546万6千円にするもの。

あわせて、継続費の補正では、ニュータウン中央線整備事業について、期間及び年割額を変更し、繰越明許費の補正では、急傾斜地崩壊対策工事及び橋りょう

度内の完了が見込めないこ

とから、所要の経費について

度内に第1回目の入札公告を行つたが、入札参加資格者がいなかつたため、入札を中止し、11月8日に第2回目の入札公告を行つたところであり、12月26日に開札予定、高機能物流棟の入居事業者の決定について

月9日25日、26日に事業者によるプレゼンテーションを行い、輸出加工エリアで6社、加工

業者の募集では、9月20日より募集要項の公表を行つたところ、意見や質問を募るために個別対話に4社から申し込みがあったことでした。借地料などのことでした。借地料などのことでした。借り地料などのことでした。借り地料などを

判断しているのかとの質疑で、「継続費は、契約行為などで将来の負担を確定させる支出行為も、相手方からの請求に基づき支払いを行う支出行為も可能で、債務負担行為は支出負担行為のみ可能という特徴を持つことから、設定年度において契約行為も支出も生じる場合には継続費を、譲渡年度において契約のみを行い、実際の支出が翌年度以降からとなる場合には債務負担行為を設定するのが一般的である」との質疑で、

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の整理に関する条例で、工業標準化法の一規格」の名称が「日本産業規格」に変更されたことによる規則の改正以外は特段の影響はない」との答弁

民生費で、私立保育園運営費支援事業等で1億5,66万9千円、増額する一方、土木費で、ニュータウン中央線整備事業で2,253万5千円を減額し、

新市場整備・輸出拠点化等

調査特別委員会

工業規格が日本産業規格になる

関係条例改正

歳入歳出それぞれ4億2、138万9千円を増額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ610億546万6千円にするもの。

あわせて、継続費の補正では、ニュータウン中央線整備事業について、期間及び年割額を変更し、繰越明許費の補正では、急傾斜地崩壊対策工事及び橋りょう

度内の完了が見込めないこ

とから、所要の経費について

度内に第1回目の入札公告を行つたが、入札参加資格者がいなかつたため、入札を中止し、11月8日に第2回目の入札公告を行つたところであり、12月26日に開札予定、高機能物流棟の入居事業者の決定について

月9日25日、26日に事業者によるプレゼンテーションを行い、輸出加工エリアで6社、加工

業者の募集では、9月20日より募集要項の公表を行つたところ、意見や質問を募るために個別対話に4社から申し込みがあったことでした。借地料などのことでした。借り地料などを

判断しているのかとの質疑で、「継続費は、契約行為などで将来の負担を確定させる支出行為も、相手方からの請求に基づき支払いを行う支出行為も可能で、債務負担行為は支出負担行為のみ可能という特徴を持つことから、設定年度において契約行為も支出も生じる場合には継続費を、譲渡年度において契約のみを行い、実際の支出が翌年度以降からとなる場合には債務負担行為を設定するのが一般的である」との質疑で、

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の整理に関する条例で、工業標準化法の一規格」の名称が「日本産業規格」に変更されたことによる規則の改正以外は特段の影響はない」との答弁

的である」との答弁

「入札の手法としては、異業種特定建設共同企業体、いわゆる異業種JVであるが、市内事業者を構成員とするなどを必須としている。また、最小出資比率を10%以上と通常より低く設定することにより、市内事業者にとって大きな負担となるらずに参入しやすくなる制度設計とした」との答弁。

また、「新市場が開場する時期について、場内事業者の意見を踏まえて調整する考えはあるのか」との質疑で、「開場時期の目標としては2020年であるが、場内事業者の意見等(どう)も聞きながら、最適な開場時期について協議していきたい」との答弁。

次に、青果部の機能強化について報告があり、成田市場青果部の運営組織として、新築工事については、10月1日に第1回目の入札公告を行つたが、入札参加資格者がいなかつたため、入札を中止し、11月8日に第2回目の入札公告を行つたところであり、12月26日に開札予定、高機能物流棟の入居事業者の決定について

月9日25日、26日に事業者によるプレゼンテーションを行い、輸出加工エリアで6社、加工

業者の募集では、9月20日より募集要項の公表を行つたところ、意見や質問を募るために個別対話に4社から申し込みがあったことでした。借地料などのことでした。借り地料などを

判断しているのかとの質疑で、「継続費は、契約行為などで将来の負担を確定させる支出行為も、相手方からの請求に基づき支払いを行う支出行為も可能で、債務負担行為は支出負担行為のみ可能という特徴を持つことから、設定年度において契約行為も支出も生じる場合には継続費を、譲渡年度において契約のみを行い、実際の支出が翌年度以降からとなる場合には債務負担行為を設定するのが一般的である」との質疑で、

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の整理に関する条例で、工業標準化法の一規格」の名称が「日本産業規格」に変更されたことによる規則の改正以外は特段の影響はない」との答弁

空港対策特別委員会

夜間飛行制限緩和

早期の夜間飛行制限緩和の必要性について説明で、これまでに本市における実績があることから、また業務のシステム化や効率化に積極的であることから、集荷力の向上や市場間連携などの効果があると考えている」ととく設定することにより、市内事業者にとって大きな負担となるらずに参入しやすくなる制度設計とした」との答弁。

また、「新市場が開場する時期について、場内事業者の意見を踏まえて調整する考えはあるのか」との質疑で、「開場時期の目標としては2020年であるが、場内事業者の意見等(どう)も聞きながら、最適な開場時期について協議していきたい」との答弁。

次に、青果部の機能強化について報告があり、成田市場青果部の運営組織として、新築工事については、10月1日に第1回目の入札公告を行つたが、入札参加資格者がいなかつたため、入札を中止し、11月8日に第2回目の入札公告を行つたところであり、12月26日に開札予定、高機能物流棟の入居事業者の決定について

月9日25日、26日に事業者によるプレゼンテーションを行い、輸出加工エリアで6社、加工

業者の募集では、9月20日より募集要項の公表を行つたところ、意見や質問を募るために個別対話に4社から申し込みがあったことでした。借地料などのことでした。借り地料などを

判断しているのかとの質疑で、「継続費は、契約行為などで将来の負担を確定させる支出行為も、相手方からの請求に基づき支払いを行う支出行為も可能で、債務負担行為は支出負担行為のみ可能という特徴を持つことから、設定年度において契約行為も支出も生じる場合には継続費を、譲渡年度において契約のみを行い、実際の支出が翌年度以降からとなる場合には債務負担行為を設定のが一般的である」との質疑で、

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の整理に関する条例で、工業標準化法の一規格」の名称が「日本産業規格」に変更されたことによる規則の改正以外は特段の影響はない」との答弁

青果・卸売業の分野で、既に他の市場において実績があることから、また業務のシステム化や効率化に積極的であることから、集荷力の向上や市場間連携などの効果があると考えている」ととく設定することにより、市内事業者にとって大きな負担となるらずに参入しやすくなる制度設計とした」との答弁。

また、「新市場が開場する時期について、場内事業者の意見を踏まえて調整する考えはあるのか」との質疑で、「開場時期の目標としては2020年であるが、場内事業者の意見等(どう)も聞きながら、最適な開場時期について協議していきたい」との答弁。

次に、青果部の機能強化について報告があり、成田市場青果部の運営組織として、新築工事については、10月1日に第1回目の入札公告を行つたが、入札参加資格者がいなかつたため、入札を中止し、11月8日に第2回目の入札公告を行つたところであり、12月26日に開札予定、高機能物流棟の入居事業者の決定について

月9日25日、26日に事業者によるプレゼンテーションを行い、輸出加工エリアで6社、加工

業者の募集では、9月20日より募集要項の公表を行つたところ、意見や質問を募るために個別対話に4社から申し込みがあったことでした。借地料などのことでした。借り地料などを

判断しているのかとの質疑で、「継続費は、契約行為などで将来の負担を確定させる支出行為も、相手方からの請求に基づき支払いを行う支出行為も可能で、債務負担行為は支出負担行為のみ可能という特徴を持つことから、設定年度において契約行為も支出も生じる場合には継続費を、譲渡年度において契約のみを行い、実際の支出が翌年度以降からとなる場合には債務負担行為を設定のが一般的である」との質疑で、

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の整理に関する条例で、工業標準化法の一規格」の名称が「日本産業規格」に変更されたことによる規則の改正以外は特段の影響はない」との答弁

青果・卸売業の分野で、既に他の市場において実績があることから、また業務のシステム化や効率化に積極的であることから、集荷力の向上や市場間連携などの効果があると考えている」ととく設定することにより、市内事業者にとって大きな負担となるらずに参入しやすくなる制度設計とした」との答弁。

また、「新市場が開場する時期について、場内事業者の意見を踏まえて調整する考えはあるのか」との質疑で、「開場時期の目標としては2020年であるが、場内事業者の意見等(どう)も聞きながら、最適な開場時期について協議していきたい」との答弁。

次に、青果部の機能強化について報告があり、成田市場青果部の運営組織として、新築工事については、10月1日に第1回目の入札公告を行つたが、入札参加資格者がいなかつたため、入札を中止し、11月8日に第2回目の入札公告を行つたところであり、12月26日に開札予定、高機能物流棟の入居事業者の決定について

月9日25日、26日に事業者によるプレゼンテーションを行い、輸出加工エリアで6社、加工

業者の募集では、9月20日より募集要項の公表を行つたところ、意見や質問を募るために個別対話に4社から申し込みがあったことでした。借地料などのことでした。借り地料などを

判断しているのかとの質疑で、「継続費は、契約行為などで将来の負担を確定させる支出行為も、相手方からの請求に基づき支払いを行う支出行為も可能で、債務負担行為は支出負担行為のみ可能という特徴を持つことから、設定年度において契約行為も支出も生じる場合には継続費を、譲渡年度において契約のみを行い、実際の支出が翌年度以降からとなる場合には債務負担行為を設定のが一般的である」との質疑で、

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係条例の整理に関する条例で、工業標準化法の一規格」の名称が「日本産業規格」に変更されたことによる規則の改正以外は特段の影響はない」との答弁

(様式3)

7. 資料作成費

《領収書添付用》

志政会

SHARP

領 収 証

領収証番号 8D10M07

発行日 平成30年 4月10日

福島浩一事務所 御中

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。お支払代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥44,712
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国
際ビルディング



シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(12)第00239号

領収内容 内訳		金額	円
領収日	お支払方法		
	ご契約番号		
平成30年	口座振替		44712
4月 3日			
		合 計	44712

《お問い合わせ窓口》

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

X E O 1 6

/ /

7. 資料作成費

《領収書添付用》

志政会**SHARP****領 収 証**

領収証番号 8F11L40

発行日 平成30年 6月 11日

福島浩一事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
 ご払代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
 の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
 尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥44,712
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
 機械印字されていないもの及び
 会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
 付につき東税
 務署承認済

〒541-0052
 大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング



シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(12)第00239号

領 収 内 容 内 訳		金 額 円
領 収 日	お支払方法 ご契約番号	
平成30年 6月 4日	口座振替	44712
合 計		44712

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
 大阪市中央区安土町2丁目3-13
 大阪国際ビルディング
 シャープファイナンス株式会社
 事務センター
 TEL 06-4964-6131
 FAX 06-4964-6132

XE016

13

〒287-0204
千葉県成田市伊能1230
福島浩一事務所 御中

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター(経理)

TEL : (06) 4964-6131
FAX : (06) 4964-6132

様啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払い代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
の上ご査収くださいますようお願い申し上げます。 敬具

領 収 証

再 発 行

領収証番号 : 101026-01
発行日 : 平成 31 年 3 月 13 日

福島浩一事務所 様	
領収日	平成 30 年 7 月 3 日
金額	¥44,712 -
お支払い方法	口座振替
但し	

上記の金額、正に受領致しました。

ご契約番号	[REDACTED]	
領収金額の内訳	掛金	¥44,712 -

※金額を訂正したもの、及び会社印のないものは無効です。

備考	
----	--

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

シャープファイナンス株式会社
本社 〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
近畿財務局長(12) 第00239号



〒287-0204
千葉県成田市伊能1230
福島浩一事務所 御中

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター(経理)

TEL : (06) 4964-6131 ■■■
FAX : (06) 4964-6132

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払い代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
の上ご査収くださいますようお願い申し上げます。 敬具

領 収 証

再 発 行

領収証番号 : 101026-02
発行日 : 平成 31 年 3 月 13 日

福島浩一事務所 様	
領収日	平成 30 年 8 月 3 日
金額	¥44,712 -
お支払い方法	口座振替
但し	

上記の金額、正に受領致しました。

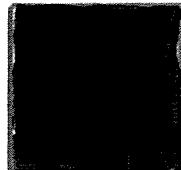
ご契約番号	■■■	
領収金額の内訳	掛金	¥44,712 -

※金額を訂正したもの、及び会社印のないものは無効です。

備考	
----	--

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

シャープファイナンス株式会社
本社 〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
近畿財務局長(12) 第00239号



〒287-0204
千葉県成田市伊能1230
福島浩一事務所 御中

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター(経理)

TEL : (06) 4964-6131
FAX : (06) 4964-6132

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払い代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
の上ご査収くださいますようお願い申し上げます。 敬具

領 収 証

再 発 行

領収証番号 : 101026-03
発行日 : 平成 31 年 3 月 13 日

福島浩一事務所 様	
領収日	平成 30 年 9 月 3 日
金額	¥44,712 -
お支払い方法	口座振替
但し	

上記の金額、正に受領致しました。

ご契約番号	[REDACTED]	
領収金額の内訳	掛金	¥44,712 -

*金額を訂正したもの、及び会社印のないものは無効です。

備考	
----	--

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

シャープファイナンス株式会社
本社 〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
近畿財務局長(12) 第00239号



(様式3)

7. 資料作成費

《領収書添付用》

志政会

SHARP

領 収 証

領収証番号 8J16U72

発行日 平成30年10月16日

福島浩一事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 ￥45,112

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(12)第00239号

領 収 内 容 内 訳		
領収日	お支払方法	金額 円
	ご契約番号	
平成30年 10月11日	銀行振込 内) 督促手数料	45112 400
	合 計	45112

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

(様式3)

7. 資料作成費

《領収書添付用》

志政会

SHARP

領 収 証

領収証番号 8K16C20

発行日 平成30年11月16日

福島浩一事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
 支払代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
 の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具
 下記金額正に領収致しました。
 尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 ￥45,112

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国
際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
近畿財務局長(12)第00239号



領 収 内 容 内 訳		金額
領収日	お支払方法 ご契約番号	
平成30年 11月16日	銀行振込	45112
	内)督促手数料	400
合計		45112

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

18

(様式 3)

7. 資料作成費

«領収書添付用»

志政会

SHARP

領 収 証

領収証番号 9A10078

発行日 平成 31 年 1 月 10 日

福島浩一事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
支払代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額 ￥44,712

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東税
務署承認済

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国
際ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(12)第00239号

領 収 内 容 内 訳				
領 収 日	お 支 払 方 法	金 額		
	ご 契 約 番 号	円		
平成 31 年 1月 4 日	口座振替			44712
合 計				44712

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 06-4964-6131
FAX 06-4964-6132

XEO16

7. 資料作成費

《領收書添付用》

志政会**SHARP****領 収 証**

領収証番号 9B11139

発行日 平成31年 2月11日

福島浩一事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
 お支払代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
 ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。

尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 ￥44,712

金額を訂正したもの、領収証番号が
 機械印字されていないもの及び
 会社印がないものは無効です。

印紙税申告納付につき東稅務署承認済

〒541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

シャープファイナンス株式会社

近畿財務局長(12)第00239号

領 収 内 容 内 訳					
領収日	お支払方法	金額			
	ご契約番号				円
平成31年	口座振替				44712
2月 4日					
合 計					44712

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
 大阪市中央区安土町2丁目3-13
 大阪国際ビルディング
 シャープファイナンス株式会社
 事務センター
 TEL 06-4964-6131
 FAX 06-4964-6132

7. 資料作成費

<領収書添付用>

志政会

SHARP

領 収 証

領収証番号 9C11012

発行日 平成31年 3月11日

福島浩一事務所 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
 お支払代金の領収証をご送付させて頂きますので、ご確認
 上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
 尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額	¥44,712
----	---------

金額を訂正したもの、領収証番号が
 機械印字されていないもの及び
 会社印がないものは無効です。

印紙税申告納付につき東税率
 務署承認済

〒541-0052
 大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

シャープファイナンス株式会社
 近畿財務局長(12)第00239号

領 収 内 容 内 訳		
領収日	お支払方法 ご契約番号	金額 円
平成31年	口座振替	44712
3月 4日		
合計		44712

<お問い合わせ窓口>

〒541-0052
 大阪市中央区安土町2丁目3-13
 大阪国際ビルディング
 シャープファイナンス株式会社
 事務センター
 TEL 06-4964-6131
 FAX 06-4964-6132